

平成 21 年 4 月 27 日

各 位

株式会社加ト吉

当社子会社である株式会社グリーンフーズ株式に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

当社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 21 年 4 月 27 日開催の取締役会において、下記のとおり当社子会社である株式会社グリーンフーズ（コード番号：3367 ジャスダック、以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本書中の「株券等」とは、株券等に表示されるべき権利を指します。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在、対象者の普通株式 32,760 株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合 55.19%（小数点以下第三位を四捨五入））を所有し、対象者を連結子会社とする対象者の筆頭株主であります。この度、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、対象者の発行済株式の全て（ただし、当社が所有する対象者株式を除きます。）を取得する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定いたしました。

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が 6,814 株（発行済株式総数の 11.48%（小数点以下第三位を四捨五入））に満たない場合には買付けを行わない旨の条件（買付予定数の下限）を付しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。一方、買付予定数の上限は設定しておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

なお、対象者によれば、対象者は、平成 21 年 4 月 27 日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した対象取締役 3 名全員一致で、本公開買付けについて、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行ったとのことであります。

(2) 本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程

当社及び当社グループは、子会社 41 社（間接保有会社 13 社含む）、関連会社 38 社（間接保有会社 12 社含む）にて構成されており、冷凍食品をはじめとする加工食品及び水産加工品の製造、販売を主な事業内容としております。

対象者は、国内における食品の加工・販売を行う会社であり、あなご商品及び鶏卵商品を主力商品とし、それ以外にもうなぎ商品及びサバ、赤貝、イカ、サーモン等のその他の水産加工品を取扱っている当社の連結子会社であります。

対象者は、昭和 61 年 6 月にあなご・うなぎの加工、卸・小売りを目的に設立され、平成 15 年 4 月には当社が株式を取得することにより筆頭株主となり、当社の連結子会社となりました。その後、平成 17 年 4 月には株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）に株式を上場いたしました。

当社は、平成 20 年 4 月 21 日付ニュースリリース「水産事業の統合に関する検討開始について

」及び平成 20 年 9 月 22 日付ニュースリリース「水産事業の統合に関する詳細について」においてお知らせしました通り、当社が営む水産加工品事業等及び当社の連結子会社である川万水産株式会社（以下「川万水産」といいます。）が営む全事業を、同じく当社の連結子会社であり、水産加工品事業等を営む対象者に統合することを予定し、当社の水産加工品事業については当社が新設した株式会社オーシャンローズ（以下「オーシャンローズ」といいます。）へ事業譲渡した上で、オーシャンローズの全株式を対象者へ譲渡し、同じく川万水産が営む全事業については、当社及び加ト吉水産株式会社が保有する川万水産の全株式をそれぞれ平成 21 年 1 月 1 日をもって対象者へ譲渡することにより水産事業を統合すること（以下「本件統合」といいます。）を予定し、基幹システムをはじめとする各種インフラ等の整備を進めるなどの準備を進めてまいりました。なお、本件統合により、対象者が取扱う「あなご」に加えて、当社が取扱う「えび」、川万水産が国内トップクラスの取扱いを有する「たこ」を取扱うことにより三社の商材・販売網を活用した営業基盤の拡大、豊富な商材の取扱いによる競合他社との差別化など、統合による相乗効果を期待しておりました。しかしながら、対象者の平成 20 年 12 月 26 日付適時開示「子会社の異動（取得）に係る日程の変更に関するお知らせ」の通り、基幹システムをはじめとする各種インフラ等の事業整備の準備が整わなかったこと等から、一時的に本件統合を行なうための株式譲渡を延期しております。また、昨今の急速な景気後退等の影響を受け、これら水産事業子会社の損益状況が当初計画に比して急速に悪化し、同事業における統合の進捗に影響を及ぼす一つの大きな要因となるにいたっております。

かかる水産事業統合の中核としている対象者においても平成 21 年 3 月期通期連結業績が 7,793 百万円の当期純損失となる見込みであり、当社の水産事業子会社において、事業体制の見直しや強化を図ることが喫緊の課題となっております。

このような中、当社においては、当社グループ水産事業の事業基盤を早期に強化するとともに、同事業の統合効果の最大化を図るためには、対象者を当社の完全子会社とし、短期的な利益獲得のみを目指すことなく抜本的な強化を図ることが極めて重要であるとの判断にいたりました。これにより、中長期的視点に立った経営資源の配分を行い、経営のスピードを向上させ、柔軟かつ機動的な施策を迅速に実行する体制を整えてまいります。

以上の経緯により、当社は、対象者を完全子会社化することを目的として本公開買付けを実施することを対象者に提案いたしました。そして、当社及び対象者双方において、慎重に協議を重ねた結果、対象者もこのような当社の方針に賛同いただき、本公開買付けの実施を決定いたしました。

当社としましては、本公開買付けによる対象者の完全子会社化以降、平成 21 年 10 月 1 日を目途に準備が整い次第速やかに、傘下の子会社が営む当社グループ水産事業の統合を実現すると共に、事業体制の見直しその他の抜本的な施策を実施することにより、事業基盤の更なる強化を図ってまいります。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

対象者は、本書提出日現在において当社の連結子会社であり、また当社と対象者の人事及び業務上の継続的な関係に勘案し、当社及び対象者は、本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の評価の公正性の担保及び利益相反の回避について、それぞれ以下に述べる措置を行っています。

①独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社マスターズ・トラスト会計社（以下「マスターズ・トラスト会計社」といいます。）から平成 21 年 4 月 24 日に提出された株式価値算定書（以下「算定書」といいます。評価基準日：平成 21 年 4 月 24 日）を参考にいたしました。マスターズ・トラスト会計社が用いた手法は、市場株価平均法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）であり、各々の手法により算定さ

れた対象者株式の1株当たりの価値は、以下の通りです。

(a) 市場株価平均法：29,375円～38,900円

市場株価平均法では、平成21年4月24日を基準日とした、ジャスダック証券取引所における対象者株式の、過去6ヶ月間の終値平均値、過去3ヶ月間の終値平均値、過去1ヶ月間の終値平均値、及び算定基準日の終値を基礎として、対象者株式の1株当たりの価値は、29,375円～38,900円と算定されました。

(b) DCF法：34,707円～42,443円

DCF法とは、対象者の事業計画における収益や投資計画等を前提として、対象者が将来において創出するフリー・キャッシュフローを、対象者の資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引くことで、対象者の事業価値及び株式価値を算定する手法であり、これにより対象者株式の1株当たりの価値は、34,707円～42,443円と算定されました。

当社は、算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、市場株価平均法については、対象者株式の直近の株価推移が、平成21年3月上旬から平成21年3月21日にかけて3万円台から7,110円に急落後、平成21年4月16日には47,300円まで急騰するなど、日々の株価変動幅も大きく対象者の株式価値を適正に反映したものとは言えないものと考え、DCF法を重視しつつ、過去の公開買付け事例において市場株価の一定期間の平均値に加味されたプレミアムの実績、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの全般的な見通し等も含めて総合的に勘案し、かつ対象者との協議・交渉した結果を踏まえて、平成21年4月27日開催の取締役会において本公開買付け価格を35,000円と決定いたしました。

なお、本公開買付け価格は、ジャスダック証券取引所における対象者株式の平成21年4月24日までの過去6ヶ月間の終値平均値29,400円（小数点以下切捨て、以下本項において同じ。）に19.05%（小数点以下第三位を四捨五入、以下本項において同じ。）、過去3ヶ月間の終値平均値29,374円に19.15%及び過去1ヶ月間の終値平均値32,274円に8.45%のプレミアムを各々加味した価格となりますが、平成21年4月24日の終値38,900円を10.03%下回る価格となります。

②対象者取締役会における意思決定及び株式価値算定報告書の取得

一方で、対象者によれば、対象者は、本公開買付けにおいて、自らの親会社である当社が公開買付者であることに鑑み、対象者の取締役のうち、当社の常務執行役員である藤井孝行、並びに当社の従業員である田内幹雄及び岸上功は、利益相反回避の観点から、上記の本公開買付けの諸条件に関する対象者の取締役会の審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議・交渉に参加していないとのことでした。

また、対象者は、公開買付者とは別に、当社及び対象者から独立した第三者機関であり、かつ対象者の関連当事者にも該当しない岩田公認会計士事務所（以下「岩田事務所」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼し、岩田事務所より株式価値算定報告書を取得のうえ、公開買付者から提示された本公開買付け価格の公正性を判断するための基礎資料とすることとしました。なお、岩田事務所は、市場株価平均法、DCF法及び類似上場企業比較法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行ったうえで、各算定手法による算定結果を総合評価し、1株当たりの株式価値を29,323円～49,781円と算定しています。

その上で、対象者の取締役会は、その決議の成立のための定足数にも配慮しつつ、上記の通り当社の役員・従業員を兼務する3名の取締役が自主的に審議及び議決に加わらないこととして、岩田事務所より取得した株式価値算定報告書を精査して慎重な審議及び検討を行い、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、審議及び決議に参加した対象取締役3名全員一致で、本公開買付けについて、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の意見表明を行うことを決議したとのこととあります。なお、社外監査役を含む対象者の監査役は、いずれも対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べたとのこととあります。

③法律事務所からの助言

対象者の取締役会は、リーガルアドバイザーである北総合法律事務所より本公開買付けの諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けております。対象者の取締役会は、かかる助言をもとに、本公開買付けに賛同することが対象者の企業価値の向上につながるものであるか、慎重に検討を行いました。

④買付け等の期間を比較的長期間に設定

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を比較的長期間である 30 営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けへの応募の是非に関する適切な判断機会を確保しつつ、他の買付者による買付け等の機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限を超える場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。また、本公開買付けにより、対象者の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、当社は、本公開買付け後、以下の方法により、当社を除く対象者の株主の皆様に対して対象者株式の売却の機会を提供しつつ、当社が対象者株式の全てを保有することとなるよう必要な手続（以下「本完全子会社化」といいます。）を行う予定です。

具体的には、本公開買付けが成立した後速やかに、当社は、①対象者の定款の一部を変更して、対象者を会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）の規定する種類株式発行会社とすること、②定款の一部を変更して、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。）を付すこと、及び③対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の種類の対象者株式を交付すること、以上①ないし③を付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。また、かかる手続の実行に際して、本臨時株主総会において上記①のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、当社に対し、本臨時株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。なお、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

対象者の本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記議案が承認された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は、全部取得条項が付された上で、その全てが対象者により取得されることとなり、対象者の株主の皆様には当該取得の対価として対象者の発行する別個の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主の中で交付される当該別個の種類の対象者株式の数が 1 株に満たない端数となる株主に対しては、法令に定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却の結果、株主に交付されることになる金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として算定される予定ですが、その算定の時点が異なることから、この金額が本公開買付価格と異なることがあり得ます。

また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として新たに交付する対象者株式の数は、本日現在未定ですが、当社は、対象者に対し、本完全子会社化が実施されるために、当社以外の対象者株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定することを対象者に要請する予定です。なお、対象者株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類の対象者株式の上場申請は行われない予定です。

上記①ないし③の各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、

(a) 上記②に関する対象者の定款変更に際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他関係法令の定めに従って、株主が対象者に対しその有する株式の買取を請求できる旨が定められております。また、(b) 上記③が対象者の株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条及びその他関係法令の定めに従って、当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、(a) 又は (b) の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的に裁判所の判断に依拠するものであるため、買取価格又は取得価格が本公開買付けの買付価格と異なる可能性があります。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要な手続等に関しては、株主各位においてご自身の判断・責任において、ご対応くださいますようお願いいたします。

また、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の当社の株式等保有割合及び当社以外を対象者株主の対象者株式の所有状況等によっては、上記①ないし③の各手続きによる本完全子会社化の実施方法に変更が生じる可能性があります。但し、当社は、本完全子会社化の実施方法に変更が生じた場合においても、当社以外の株主の皆様に対して、適用法令に基づく手続に従い、最終的に金銭を交付する方法を採用するよう、対象者に要請することを予定しております。これらの場合における当該金銭の額についても、特段の事情がない限り本公開買付価格と同一の基準を用いて算出される予定ですが、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。

以上の場合における具体的な手続については現時点では未定であり、対象者と協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

なお、上記の記載は、本公開買付け後の予定を明確にすることを目的としたものであり、対象者における本臨時株主総会及び本種類株主総会における株主各位の賛成の議決権の行使を勧誘するものではありません。加えて、上記の各手続きにおける税務上の取扱につきましては、株主各位の必要に応じて税務の専門家にご確認くださいようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込みについて

対象者株式は、現在、ジャスダック証券取引所に上場されておりますが、当社は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定しておらず、応募株券等の全部の買付け等を行うため、本公開買付けの結果、対象者株式は、ジャスダック証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）に該当した場合、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果のみでは上場廃止基準に抵触しない場合であっても、当社は、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の通り、当社は対象者の本完全子会社化を予定しているため、その場合には、対象者株式は上場廃止となることを見込まれます。なお、上場廃止後は、対象者株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

(6) 上場廃止に対する考え方

上記の通り、対象者株式は上場廃止となる可能性があります。本公開買付け及び本完全子会社化は、対象者株式を上場廃止とすることを目的としたものではありません。

当社においては、昨今の急速な景気後退等の影響を受け、当社の水産加工品事業子会社の損益状況が当初計画に比して急速に悪化し、迅速な対処が求められる中、当社グループ水産事業の事業基盤を早期に強化するとともに、同事業の統合効果の最大化を図るためには、対象者を当社の完全子会社とし、短期的な利益獲得のみを目指すことなく抜本的な強化を図ることがきわめて重要であるとの判断にいたりしました。これにより、中長期的視点に立った経営資源の配分を行い、経営のスピードを向上させ、柔軟かつ機動的な施策を迅速に遂行する体制を整えるという認識のもと行う本公開買付け並びに完全子会社化によって、結果的に上場廃止となるものであります。

対象者の少数株主の利益を保護するべく、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の方法により、当社を除く対象者の株主の皆様に対して対象者株式の売却機会を提供しつつ、対象者を完全子会社化することを企図しております。な

お、本完全子会社化の過程において当社以外の株主に交付される金銭の額は、特段の事情がない限り本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商 号	株式会社グリーンフーズ	
② 事 業 内 容	食品の加工・販売	
③ 設 立 年 月 日	昭和61年6月21日	
④ 本 店 所 在 地	大阪府大阪市中央区博労町一丁目6番9号	
⑤ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 福田 錦哲	
⑥ 資 本 金	6億2,750万円(平成20年12月31日現在)	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成20年9月30日現在)	株式会社加ト吉	55.19%
	コトブキ商事株式会社	5.05%
	加藤 義和	4.72%
	福田 錦哲	2.70%
	藤木 吉紀	2.70%
	能登 俊光	1.87%
	西島 清久	1.74%
	大田 昭彦	1.20%
	北村 礼江	0.96%
川畑 道春	0.89%	
⑧ 公開買付者と対象者の関係等 (平成21年4月27日現在)	資 本 関 係	当社は対象者発行済株式総数の55.19%を所有しております。
	人 的 関 係	当社の従業員3名が対象者取締役役に就任しております。
	取 引 関 係	商品の仕入及び販売の取引を行っております。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当社は、対象者の親会社であり、関連当事者に該当します。

(注1) 持株比率に関しては、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(2) 買付け等の期間

①届出当初の買付け等の期間

平成21年5月7日(木曜日)から平成21年6月17日(水曜日)まで(30営業日)

②対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1株につき金35,000円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

当社は、本公開買付けにおける買付価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社マスターズ・トラスト会計社(以下「マスターズ・トラスト会計社」といいます。)を価格算定人に選任し、本公開買付価格の決定に際して、マスターズ・トラスト会計社より株式価値算定書(以下「算定書」といいます。)を平成21年4月24日付で取得いたしました。マスターズ・トラスト会計社が用いた手法は、市場株

価平均法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）であり、各々の手法により算定された対象者株式の1株当たりの価値は、以下の通りです。

(a) 市場株価平均法：29,375円～38,900円

市場株価平均法では、平成21年4月24日を基準日とした、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）における対象者株式の、過去6ヶ月間の終値平均値、過去3ヶ月間の終値平均値、過去1ヶ月間の終値平均値、及び基準日の終値を基礎として、対象者株式の1株当たりの価値は、29,375円～38,900円と算定されました。

(b) DCF法：34,707円～42,443円

DCF法とは、対象者の事業計画における収益や投資計画等を前提として、対象者が将来において創出するフリー・キャッシュフローを、対象者の資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引くことで、対象者の事業価値及び株式価値を算定する手法であり、これにより対象者株式の1株当たりの価値は、34,707円～42,443円と算定されました。

当社は、算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、市場株価平均法については、対象者株式の直近の株価推移が、平成21年3月上旬から平成21年3月21日にかけて3万円台から7,110円に急落後、平成21年4月16日には47,300円まで急騰するなど、日々の株価変動幅も大きく対象者の株式価値を適正に反映したものとは言えないものと考え、DCF法を重視しつつ、過去の公開買付け事例において市場株価の一定期間の平均値に加味されたプレミアムの実績、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの全般的な見通し等も含めて総合的に勘案し、かつ対象者との協議・交渉した結果を踏まえて、平成21年4月27日開催の取締役会において本公開買付け価格を35,000円と決定いたしました。

なお、本公開買付け価格35,000円は、ジャスダック証券取引所における対象者株式の、平成21年4月24日までの過去6ヶ月間の終値平均値29,400円（小数点以下切捨て、以下本項において同じ。）に19.05%（小数点以下第三位を四捨五入、以下本項において同じ。）、過去3ヶ月間の終値平均値29,374円に19.15%及び過去1ヶ月間の終値平均値32,274円に8.45%のプレミアムを各々加味した価格となりますが、平成21年4月24日の終値38,900円を10.03%下回る価格となります。

②算定の経緯

当社においては、平成20年1月頃より、当社及び当社グループの水産事業の統合について検討を開始しておりましたが、昨今の急速な景気後退等の影響を受け、当社の水産事業子会社の損益状況が当初計画に比して急速に悪化し、迅速な対処が求められる中、当社グループ水産事業の事業基盤を早期に強化するとともに、同事業の統合効果の最大化を図るためには、対象者を当社の完全子会社とし、短期的な利益獲得のみを目指すことなく抜本的な強化を図ることが極めて重要であるとの判断にいたりました。これにより、中長期的視点に立った経営資源の配分を行い、経営のスピードを向上させ、柔軟かつ機動的な施策を迅速に遂行する体制を整えるべく、平成21年3月頃より、本公開買付けについての検討に着手し、以下の経緯により本公開買付け価格の決定を致しました。

(i) 第三者算定機関からの株式価値算定書の取得について

当社は、対象者の株式価値の算定を開始するため、平成21年3月に財務アドバイザーであるマスターズ・トラスト会計社に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。当社は、本公開買付け価格を決定するにあたり、参考情報とすべく、マスターズ・トラスト会計社より対象者の株式価値に関する株式価値算定書を平成21年4月24日付で取得しております。

(ii) 株式価値算定書の概要

マスターズ・トラスト会計社は、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行いました。その結果は下記のとおりです。

市場株価平均法：29,375円～38,900円

DCF法：34,707円～42,443円

(iii) 公開買付け価格の決定経緯について

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、マスターズ・トラスト会計社の算定結果を基に、各評価方法により得られた算定結果の比較検討を行い、市場株価平均法については、対象者株式の直近の株価推移が、平成21年3月上旬から平成21年3月21日にかけて3万円台から7,110円に急落後、平成21年4月16日には47,300円まで急騰するなど、日々の株価変動幅も大きく対象者の株式価値を適正に反映したものとは言えないものと考え、DCF法を重視しつつ、本公開買付価格の検討を進めました。また、当社は、対象者と本公開買付価格に関する協議を行い、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した上で、平成21年4月27日に最終的に本公開買付価格を1株当たり35,000円と決定しました。

(iv) 買付価格の評価の公正性を担保するためのその他の措置及び利益相反を回避するための措置

一方で、対象者によれば、対象者は、本公開買付けにおいて、自らの親会社である当社が公開買付者であることに鑑み、対象者の取締役のうち、当社の常務執行役員である藤井孝行、並びに当社の従業員である田内幹雄及び岸上功は、利益相反回避の観点から、上記の本公開買付けの諸条件に関する対象者の取締役会の審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議・交渉に参加していないとのことです。

また、対象者は、公開買付者とは別に、当社及び対象者から独立した第三者機関であり、かつ対象者の関連当事者にも該当しない岩田公認会計士事務所（以下「岩田事務所」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼し、岩田事務所より株式価値算定報告書を取得のうえ、公開買付者から提示された本公開買付価格の公正性を判断するための基礎資料とすることとしました。なお、岩田事務所は、市場株価平均法、DCF法及び類似上場企業比較法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行ったうえで、各算定手法による算定結果を総合評価し、1株当たりの株式価値を29,323円～49,781円と算定しています。

その上で、対象者の取締役会は、その決議の成立のための定足数にも配慮しつつ、上記の通り当社の役員・従業員を兼務する3名の取締役が自主的に審議及び議決に加わらないこととして、岩田事務所より取得した株式価値算定報告書を精査して慎重な審議及び検討を行い、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、審議及び決議に参加した対象取締役3名全員一致で、本公開買付けについて、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の意見表明を行うことを決議したとのことであります。なお、社外監査役を含む対象者の監査役は、いずれも対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べたとのことであります。

(v) 法律事務所からの助言

対象者の取締役会は、リーガルアドバイザーである北総合法律事務所より本公開買付けの諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けております。対象者の取締役会は、かかる助言をもとに、本公開買付けに賛同することが対象者の企業価値の向上につながるものであるか、慎重に検討を行いました。

(vi) 買付け等の期間を比較的長期間に設定

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間を比較的長期間である30営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けへの応募の是非に関する適切な判断機会を確保しつつ、他の買付者による買付け等の機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保しております。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
26,600(株)	6,814(株)	— (株)

(注1) 応募株券等の数の合計が「買付予定数の下限」に記載された数(6,814株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には

、応募株券等の全部の買付け等を行います。

- (注2) 本公開買付けにおける公開買付者が取得する株券等の数の最大の数、対象者が平成21年2月16日に提出した第24期第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の発行済株式総数(59,360株)から本書提出日現在における公開買付者が保有する株式(32,760株)を控除した株式数(26,600株)です。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	32,760 個	(買付け等前における株券等所有割合 55.19%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	未定	(買付け等前における株券等所有割合 未定)
買付予定の株券等に係る議決権の数	26,600 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	59,360 個	

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(26,600株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は本日現在未定ですが、公開買付け期間の開始日である平成21年5月7日までに調査の上で開示する予定です。なお、特別関係者の所有株券等についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算しておりません。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成21年2月16日に提出した第24期第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の総株主等の議決権の個数です。
- (注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付け等に要する資金 931 百万円

- (注) 「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数(26,600株)に、1株当たりの買付価格を乗じた金額です。

(8) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

新光証券株式会社 東京都中央区八重洲二丁目4番1号

- (注) みずほ証券株式会社及び新光証券株式会社は、平成21年5月7日付で合併を行う予定です。合併後の商号及び本店の所在地は以下のとおりです。

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

②決済の開始日

平成21年6月24日(水曜日)

③決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送致します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受けをした公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

④株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（6,814株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ及びマないしソ、第3号イないしチ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国の各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、解除書面（公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに前記

「(8) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により応募が行われた時の状態に戻します。

⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条

件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において、若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

(10) 公開買付開始公告日

平成21年5月7日(木曜日)

(11) 公開買付代理人

新光証券株式会社 東京都中央区八重洲二丁目4番1号

(注) みずほ証券株式会社及び新光証券株式会社は、平成21年5月7日付で合併を行う予定です。
合併後の商号及び本店の所在地は以下のとおりです。

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

3. その他

(1) 公開買付けと対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者によれば、対象者は、平成 21 年 4 月 27 日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した対象取締役 3 名全員一致で、本公開買付けについて、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行ったとのことであり、なお、社外監査役を含む対象者の監査役は、いずれも対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べたとのことであり、

また、当社は、平成 21 年 4 月 27 日付で、対象者との間で、グループ水産事業の強化に関して、大要以下の内容の契約（「グループ水産事業の強化に関する基本契約書」）を締結しております。

① 本公開買付け

当社は本公開買付けを実施する。対象者は、公開買付け期間中は、原則として通常の業務過程での運営及び取引のみを行うものとし、事業に重大な影響を及ぼす行為を行ってはならない。

② 完全子会社化

本公開買付けが完了したときは、当社及び対象者は、以下に掲げる手続により、完全子会社化を実行する。なお、スケジュール、各効力発生日等の詳細については当社及び対象者で協議の上決定する。

(i) 対象者は、本公開買付け完了後速やかに、当社と協議の上決定した日を基準日とする臨時株主総会及び種類株主総会を招集し、以下に掲げる事項を内容とする議案を付議し、当社は当該議案が決議されるよう、賛成の議決権行使をする。

(a) 対象者の定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設すること。

(b) 前(a)による変更後の対象者の定款の一部を更に変更し、対象者の株式の全てに、対象者が株主総会の特別決議によってその全部を取得する全部取得条項を付す旨の定めを新設すること（全部取得条項が付された後の対象者の株式を、以下「全部取得条項付普通株式」という。）。

(c) 会社法第 171 条第 1 項及び前(a)及び(b)による変更後の定款に基づき、対象者が、対象者の株主から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、各株主に対し、取得対価として別個の種類の対象者の株式を交付すること。この場合において、全部取得条項付普通株式一株の取得と引換えに交付される別個の種類の対象者の株式の数は、当社以外の各株主に対して交付される当該株式の数が一株に満たない端数となるように定めるものとする。

(ii) 対象者は、上記(c)の決議に基づいて、全部取得条項付普通株式の各株主に対し、全部取得条項付普通株式を取得するのと引換えに、別個の種類の対象者の株式を交付する。この場合において、株主に対して交付する株式に一株に満たない端数があるときは、その端数の合計数（その合計数に一株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨て）に相当する数の株式を、当社又は対象者が、会社法第 234 条第 2 項又は第 4 項の規定に基づいて、買い取る。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者の株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格を基準として算定する。

③ グループ水産事業の統合

当社と対象者は、前②の完全子会社化完了後、別途合意した時期に、当社及び当社の子会社である加ト吉水産株式会社が保有する株式会社オーシャンローズ及び川万水産株式会社の発行済株式の全部を対象者に移管することにより、グループ水産事業の統合を実行する。

④ 事業強化

対象者は、当社の適切なガバナンスと支援の下、その自主責任経営を基本として、事業強化を遂行する。

⑤ 停止条件

当社による本公開買付けの開始及び完全子会社化に係る義務の履行については、本公開買付けの開始時点において、対象者の本公開買付け及び完全子会社化に際してなすべき義務の履行については、かかる義務を履行すべきときにおいて、次に掲げる全ての事項が成就されていることを停止条件とする。ただし、各当事者はその条件の全部又は一部を放棄することができる。

- (i) 他の各当事者による全ての表明及び保証が全ての重要な点において真実であること。
- (ii) 他の各当事者が、本契約に基づいて、当該時点までに履行し又は遵守すべき全ての義務を履行し又は遵守していること。
- (iii) 各当事者が、本公開買付け及び完全子会社化の実行に関して、日本国又は関係各国の関係行政機関において必要な認可又は手続きが完了しているか、又は実行後適切な期間内に完了する見込みであること。
- (iv) 各当事者に、上記③の水産事業統合又は上記④の事業強化（以下「本施策」という。）の重大な障害となる、第三者からの法的手続き及び訴訟が存在しないこと。
- (v) 対象者の経営状況又は財務状況に重大な悪化が生じておらず、かつ、そのおそれもないこと。

⑥ 解除及び損害賠償等

当社及び対象者は、次の各号に掲げる場合には、相手方当事者に書面で通知することにより、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとし、当該解除は、いずれの当事者に対しても、本契約上の一切の責任を発生させない。

- (i) 行政機関若しくは司法機関による法令に基づく命令その他本施策に対する第三者の干渉が生じ、いずれの当事者の責にも帰すことのできない事由により、本公開買付け及び完全子会社化が成立しないと認められる場合
- (ii) 天災地変その他不可抗力により、当社又は対象者の経営内容若しくは財産の状態に重大な変動が生じ、又は本施策が著しく困難となった場合
- (iii) 本契約締結時までに対象者から開示された事実以外の重要な事実であって、本施策に重大な悪影響を及ぼすと合理的に認められるものが発生し又は判明した場合
- (iv) 本契約締結時までに対象者から開示された事実について、本施策に重大な悪影響を及ぼすと合理的に認められる変化又は変更があった場合

また、当社又は対象者は、相手方当事者（以下「解除の帰責当事者」という。）が本契約に基づく重大な義務の違反を犯した場合であって、相当の期間を定めて是正の催告をしたにもかかわらず、当該期間内には是正しない場合には、相手方当事者に書面で通知することにより、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、当該解除の帰責当事者は、相手方当事者が被った一切の損害を直ちに賠償しなければならない。

本契約締結時までに対象者が当社に対し開示した事実及び本契約締結時までに当社が把握した事実以外の事実（本契約締結時において既に存在していたものに限る。）に起因して、本件公開買付け完了後の対象者において、債務（労働債務、未納公租公課、製品クレーム、製造物責任その他の簿外・潜在的・偶発的債務を含むが、これらに限られない。以下本項において同じ。）を新たに負担し、債務が顕在化し、又は損害を被ることとなった場合には、当該債務又は損害が当社の責に帰すべき事由によるものでない限り、対象者は、当社と協議の上、速やかに、当該債務又は損害を回復するために合理的に必要な措置を講じなければならない。

(2) 公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

当社は、平成20年4月21日付ニュースリリース「水産事業の統合に関する検討開始について」

及び平成 20 年 9 月 22 日付ニュースリリース「水産事業の統合に関する詳細について」においてお知らせしました通り、当社が営む水産加工品事業等及び当社の連結子会社である川万水産株式会社（以下「川万水産」といいます。）が営む全事業を、同じく当社の連結子会社であり、水産加工品事業を営む対象者に統合することを予定し、当社の水産加工品事業については当社が新設した株式会社オーシャンローズ（以下「オーシャンローズ」といいます。）へ事業譲渡した上で、オーシャンローズの全株式を対象者へ譲渡し、同じく川万水産が営む全事業については、当社及び加ト吉水産株式会社が保有する川万水産の全株式をそれぞれ平成 21 年 1 月 1 日をもって対象者へ譲渡することにより水産事業を統合すること（以下「本件統合」といいます。）を予定し、基幹システムをはじめとする各種インフラ等の整備を進めるなどの準備を進めてまいりました。なお、本件統合により、対象者が取扱う「あなご」に加えて、当社が取扱う「えび」、川万水産が国内トップクラスの取扱いを有する「たこ」を取扱うことにより三社の商材・販売網を活用した営業基盤の拡大、豊富な商材の取扱いによる競合他社との差別化など、統合による相乗効果を期待しておりました。しかしながら、対象者の平成 20 年 12 月 26 日付適時開示「子会社の異動（取得）に係る日程の変更に関するお知らせ」の通り、基幹システムをはじめとする各種インフラ等の事業整備の準備が整わなかったこと等から、一時的に本件統合を行なうための株式譲渡を延期しております。また、昨今の急速な景気後退等の影響を受け、これら水産事業子会社の損益状況が当初計画に比して急速に悪化し、同事業における統合の進捗に影響を及ぼす一つの大きな要因となるにいたっております。

かかる水産事業統合の中核としている対象者においても平成 21 年 3 月期通期連結業績が 7,793 百万円の当期純損失となる見込みであり、当社の水産事業子会社において、事業体制の見直しや強化を図ることが喫緊の課題となっております。

このような中、当社においては、当社グループ水産事業の事業基盤を早期に強化するとともに、同事業の統合効果の最大化を図るためには、対象者を当社の完全子会社とし、短期的な利益獲得のみを目指すことなく抜本的な強化を図ることが極めて重要であるとの判断にいたりました。これにより、中長期的視点に立った経営資源の配分を行い、経営のスピードを向上させ、柔軟かつ機動的な施策を迅速に実行する体制を整えてまいります。

以上の経緯により、当社は、対象者を完全子会社化することを目的として本公開買付けを実施することを対象者に提案いたしました。そして、当社及び対象者双方において、慎重に協議を重ねた結果、対象者もこのような当社の方針に賛同いただき、本公開買付けの実施を決定いたしました。

(3) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容

対象者は、本書提出日現在において当社の連結子会社であり、また当社と対象者の人事及び業務上の継続的な関係に勘案し、当社及び対象者は、本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の評価の公正性の担保及び利益相反の回避について、それぞれ以下に述べる措置を行っています。

①独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社マスターズ・トラスト会計社（以下「マスターズ・トラスト会計社」といいます。）から平成 21 年 4 月 24 日に提出された株式価値算定書（以下「算定書」といいます。評価基準日：平成 21 年 4 月 24 日）を参考にいたしました。マスターズ・トラスト会計社が用いた手法は、市場株価平均法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）であり、各々の手法により算定された対象者株式の 1 株当たりの価値は、以下の通りです。

(a) 市場株価平均法：29,375 円～38,900 円

市場株価平均法では、平成 21 年 4 月 24 日を基準日とした、ジャスダック証券取引所における対象者株式の、過去 6 ヶ月間の終値平均値、過去 3 ヶ月間の終値平均値、過去 1 ヶ月間の終値平均値、及び算定基準日の終値を基礎として、対象者株式の 1 株当たりの価値は、29,375 円

～38,900円と算定されました。

(b) DCF法：34,707円～42,443円

DCF法とは、対象者の事業計画における収益や投資計画等を前提として、対象者が将来において創出するフリー・キャッシュフローを、対象者の資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引くことで、対象者の事業価値及び株式価値を算定する手法であり、これにより対象者株式の1株当たりの価値は、34,707円～42,443円と算定されました。

当社は、算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、市場株価平均法については、対象者株式の直近の株価推移が、平成21年3月上旬から平成21年3月21日にかけて3万円台から7,110円に急落後、平成21年4月16日には47,300円まで急騰するなど、日々の株価変動幅も大きく対象者の株式価値を適正に反映したものとは言えないものと考え、DCF法を重視しつつ、過去の公開買付け事例において市場株価の一定期間の平均値に加味されたプレミアムの実績、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの全般的な見通し等も含めて総合的に勘案し、かつ対象者との協議・交渉した結果を踏まえて、平成21年4月27日開催の取締役会において本公開買付け価格を35,000円と決定いたしました。

なお、本公開買付け価格は、ジャスダック証券取引所における対象者株式の平成21年4月24日までの過去6ヶ月間の終値平均値29,400円（小数点以下切捨て、以下本項において同じ。）に19.05%（小数点以下第三位を四捨五入、以下本項において同じ。）、過去3ヶ月間の終値平均値29,374円に19.15%及び過去1ヶ月間の終値平均値32,274円に8.45%のプレミアムを各々加味した価格となりますが、平成21年4月24日の終値38,900円を10.03%下回る価格となります。

②対象者取締役会における意思決定及び株式価値算定報告書の取得

一方で、対象者によれば、対象者は、本公開買付けにおいて、自らの親会社である当社が公開買付け者であることに鑑み、対象者の取締役のうち、当社の常務執行役員である藤井孝行、並びに当社の従業員である田内幹雄及び岸上功は、利益相反回避の観点から、上記の本公開買付けの諸条件に関する対象者の取締役会の審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議・交渉に参加していないとのことでした。

また、対象者は、公開買付けとは別に、当社及び対象者から独立した第三者機関であり、かつ対象者の関連当事者にも該当しない岩田公認会計士事務所（以下「岩田事務所」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼し、岩田事務所より株式価値算定報告書を取得のうえ、公開買付けから提示された本公開買付け価格の公正性を判断するための基礎資料とすることとしました。なお、岩田事務所は、市場株価平均法、DCF法及び類似上場企業比較法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行ったうえで、各算定手法による算定結果を総合評価し、1株当たりの株式価値を29,323円～49,781円と算定しています。

その上で、対象者の取締役会は、その決議の成立のための定足数にも配慮しつつ、上記の通り当社の役員・従業員を兼務する3名の取締役が自主的に審議及び議決に加わらないこととして、岩田事務所より取得した株式価値算定報告書を精査して慎重な審議及び検討を行い、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、審議及び決議に参加した対象取締役3名全員一致で、本公開買付けについて、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の意見表明を行うことを決議したとのこととあります。なお、社外監査役を含む対象者の監査役は、いずれも対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べたとのこととあります。

③法律事務所からの助言

対象者の取締役会は、リーガルアドバイザーである北総合法律事務所より本公開買付けの諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けております。対象者の取締役会は、かかる助言をもとに、本公開買付けに賛同することが対象者の企業価値の向上につながるも

のであるか、慎重に検討を行いました。

④買付け等の期間を比較的長期間に設定

当社は、公開買付期間を比較的長期間である 30 営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様が本公開買付けへの応募の是非に関する適切な判断機会を確保しつつ、他の買付者による買付け等の機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保しております。

(4) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

①上場廃止となる見込みについて

対象者株式は、現在、ジャスダック証券取引所に上場されておりますが、当社は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定しておらず、応募株券等の全部の買付け等を行うため、本公開買付けの結果、対象者株式は、ジャスダック証券取引所の上場廃止基準に該当した場合、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果のみでは上場廃止基準に抵触しない場合であっても、当社は、前記「1. 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の通り、当社は対象者の本完全子会社化を予定しているため、その場合には対象者の株券は上場廃止となることを見込まれます。なお、上場廃止後は、対象者株式をジャスダック証券取引所において取引することができません。

②債権の取立不能又は取立遅延のおそれ、特別損失の発生、平成21年3月期通期（連結）業績見通し及び平成21年3月期通期（個別）業績予想の修正に関するお知らせ

対象者は、平成21年4月27日に、「債権の取立不能又は取立遅延のおそれ、特別損失の発生、平成21年3月期通期（連結）業績見通し及び平成21年3月期通期（個別）業績予想の修正に関するお知らせ」を以下のとおり公表しております。（対象者による発表内容）

（注）以下の発表文中において「当社」とあるのは対象者をいいます。

債権の取立不能又は取立遅延のおそれ、特別損失の発生、平成21年3月期通期（連結）業績見通し及び平成21年3月期通期（個別）業績予想の修正に関するお知らせ

当社の債権について取立不能又は取立遅延のおそれが生じたこと、特別損失の発生、平成21年3月期通期（連結）業績見通し及び平成21年2月9日に公表しました平成21年3月期通期（個別）業績予想の修正について、下記のとおりお知らせいたします。

尚、債権の取立不能又は取立遅延のおそれが生じたことによる貸倒引当金繰入額の計上及び特別損失の発生は本開示の平成21年3月期通期（連結・個別）業績予想に織り込んでおります。

記

1. 債権の取立不能又は取立遅延のおそれ（青島三平貿易有限公司）

(1) 債務者の概要

- ① 商 号 青島三平貿易有限公司
- ② 本店所在地 中華人民共和国 山東省青島市市南区東海路35号
- ③ 代表者の役職氏名 董事長 李 相根
- ④ 主な事業内容 商品の加工、卸売
- ⑤ 資本金の額 11百万元（約156百万円）

(2) 債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日

当社は良質な原材料確保のため、仕入資金の支援として貸付金及び前渡金を支払い、当社が債務者より水産加工品を仕入れることによる債務者の収益よりこの貸付金、貸付利息及び前渡金の回収を図ってまいりましたが食品の安全性に関する問題に伴う当社仕入管理体制の厳格化による仕入減少および経営状況等を総合的に勘案の上、会計監査人と協議した結果、本日開催の取締役会において、当社が有する債権についての取立不能又は取立遅延のおそれの可能性を否定できない債権額に関し貸倒引当金繰入額404百万円の計上を決定いたしました。

(3) 債務者に対する債権の種類、金額及び純資産に対する割合

- ① 債 権 の 種 類 貸付金債権、未収貸付利息債権、前渡金債権
- ② 金 額 404百万円（平成21年3月31日現在）
- ③ 当社純資産に対する割合 最近事業年度の末日（平成20年3月31日）の純資産（3,207百万円）に対する割合12.5%

2. 債権の取立不能又は取立遅延のおそれ（海珍物産株式会社）

(1) 債務者の概要

- ① 商 号 海珍物産株式会社
- ② 本店所在地 大韓民国 釜山市江西區松亭洞1650-1番地
- ③ 代表者の役職氏名 代表理事 孫 錫珉
- ④ 主な事業内容 水産加工品の製造・販売
- ⑤ 資本金の額 3,400百万ウォン（約246百万円）

(2) 債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日

当社は良質な原材料確保のため、仕入資金の支援として貸付金及び前渡金を支払い、当社が債

務者より水産加工品を仕入れることによる債務者の収益よりこの貸付金、貸付利息及び前渡金の回収を図ってまいりましたが食品の安全性に関する問題に伴う当社仕入管理体制の厳格化による仕入減少および経営状況等を総合的に勘案の上、会計監査人と協議した結果、本日開催の取締役会において、当社が有する債権についての取立不能又は取立遅延のおそれの可能性を否定できない債権額に関し貸倒引当金繰入額 182 百万円の計上を決定いたしました。

(3) 債務者に対する債権の種類、金額及び純資産に対する割合

- ① 債 権 の 種 類 貸付金債権、未収貸付利息債権、前渡金債権
- ② 金 額 182 百万円 (平成 21 年 3 月 31 日現在)
- ③ 当社純資産に対する割合 最近事業年度の末日 (平成 20 年 3 月 31 日) の純資産 (3,207 百万円) に対する割合 5.6%

3. 債権の取立不能又は取立遅延のおそれ (舟山谷林食品有限公司)

(1) 債務者の概要

- ① 商 号 舟山谷林食品有限公司
- ② 本店所在地 中華人民共和国 浙江省舟山市普陀区東海西路 2133 号
- ③ 代表者の役職氏名 董事長 李相根
- ④ 主な事業内容 水産物、農副産品の買付、加工、販売等
- ⑤ 資本金の額 2,000 百万円

(2) 債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日

当社は水産加工品の製造を目的として中国において舟山谷林食品有限公司 (以下「舟山谷林食品」) を設立し、仕入資金等の貸付金及び前渡金を支援してまいりましたが、会計監査人と協議した結果、中国食品問題等に加え急速な景気後退等の影響下の舟山谷林食品の収益計画及び財務状況を鑑み、当社が有する債権についての取立不能又は取立遅延のおそれの可能性を否定できない債権額に関し、貸倒引当金繰入額 750 百万円の計上を本日開催の取締役会において決定いたしました。

(3) 債務者に対する債権の種類、金額及び純資産に対する割合

- ① 債 権 の 種 類 貸付金債権、未収貸付利息債権、前渡金債権
- ② 金 額 750 百万円 (平成 21 年 3 月 31 日現在)
- ③ 当社純資産に対する割合 最近事業年度の末日 (平成 20 年 3 月 31 日) の純資産 (3,207 百万円) に対する割合 23.3%

4. 特別損失の発生

(1) 貸倒引当金繰入額の計上 (連結・個別)

個別において平成 20 年 10 月 17 日付「債権の取立不能又は取立遅延のおそれ並びに平成 21 年 3 月期第 2 四半期 (連結・個別) 及び通期 (個別) 業績予想の修正に関するお知らせ」記載の当社取引先である舟山港明食品有限公司及び舟山加藤佳食品有限公司への債権について追加で 1,875 百万円並びに上記第 1 項、第 2 項及び第 3 項の 1,336 百万円を主要因として合計 3,211 百万円を貸倒引当金繰入額として計上いたしました。

連結において個別の貸倒引当金繰入額より上記第 3 項の舟山谷林食品への債権に係る 750 百万円を除く 2,461 百万円を貸倒引当金繰入額として計上いたしました。

(2) 減損損失 (連結・個別)

個別において会計監査人と協議した結果、当社本社ビル 336 百万円及びソフトウェア 206 百万円を主要因として合計 725 百万円を減損損失として計上いたしました。

連結においては個別の減損損失に加えて舟山谷林食品の設備等に係る 1,553 百万円を加えた合計金 2,279 百万円の減損損失を計上いたしました。

(3) 棚卸資産評価損 (連結)

連結において会計監査人と協議した結果、舟山谷林食品の棚卸原料等に関し 639 百万円の棚卸

資産評価損を計上いたしました。

(4) 関係会社出資金評価損（個別）

個別において会計監査人と協議の上、舟山谷林食品の収益計画及び財務状況より判断し舟山谷林食品の株式2,000百万円全額を関係会社出資金評価損として計上いたしました。

上記を主要因として、連結において5,383百万円、個別において5,940百万円を特別損失として計上いたしました。

5. 平成21年3月期連結業績見通し

(1) 通期（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

（金額の単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
平成21年3月期 通期業績予想(A)	14,485	△ 977	△ 1,273	△ 7,793

（注）平成21年3月期第2四半期から連結財務諸表の作成を始めたため、平成20年3月期実績値はありません。

(2) 業績概要

当事業年度におけるわが国経済は、原油価格や食品原材料価格の上昇、米国経済の減速による対米輸出の伸び悩み、住宅建設着工件数の激減、企業設備投資意欲の低下などにより、景気は後退局面に入りました。

当社の属する食品業界におきましては、「食」の安全・安心に対する社会的関心の高まりに伴い品質管理体制のより一層の強化が要求されるなど、業界内の競争環境は従来にも増して厳しい状況にあります。

このような環境におきまして、当社及びグループの事業会社は企業価値の最大化を目的として、既存事業からの収益の維持向上に努めるとともに、平成20年4月に水産事業の譲受けに係る基本合意を締結し協議を進めており、新たな事業展開に向けた取り組みも推進しております。

平成21年3月期は、主力商品である中国からの輸入商品であるあなご商品及びうなぎ商品につき食品の安全性の問題から需要の減少が生じたことなどから売上高が14,485百万円となり、他の商品に比べ利益率の高いあなご商品及びうなぎ商品の売上減少、棚卸商品の評価損を売上原価に計上したことなどにより売上総利益が減少いたしました。販売費及び一般管理費においては海外子会社事業及び子会社取得準備等に伴う費用の増加並びに株式会社築地水産の民事再生法申立などによる貸倒引当金繰入額の計上により、営業損失977百万円、経常損失1,273百万円となり、上記第4項の特別損失の計上により当期純損失7,793百万円となります。

6. 平成21年3月期個別業績予想の修正

(1) 通期（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

（金額の単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
前回発表予想(A)	13,990	△ 326	△ 432	△ 1,379
今回修正予想(B)	14,135	△ 786	△ 856	△ 7,933
増減額(B-A)	145	△ 460	△ 424	△ 6,554
増減率	1.0	-	-	-

(2) 修正の理由

平成21年2月9日付「平成21年3月期通期（個別）業績予想の修正に関するお知らせ」におきましては、需要減少等を勘案し、売上高13,990百万円、営業損失326百万円、経常損失432百万円、当期純損失1,379百万円と見込んでおりました。

今回業績予想を修正する事となりましたのは、上記第4項の特別損失発生が主な理由となります。

前回予想と比べ、売上高は微増の見込みですが、棚卸商品の評価損を売上原価に計上したことなどにより売上総利益が149百万円低下し、販売費及び一般管理費に関しましては海外子会社事業などを要因とする支払手数料117百万円及び支払報酬33百万円、株式会社築地水産の民事再生法申立などによる貸倒引当金繰入額104百万円及び子会社取得準備等に伴う設備投資による減価償却18百万円などが増加し、営業損失は786百万円、受取利息17百万円などが増加し経常損失は856百万円となります。

また、上記第4項の特別損失の計上、法人税調整額の見直しを行なうことにより当期純損失は7,933百万円となります。

(注) 上記に記載した予想数値は、現時点で入手可能な情報に基づき判断した見通しであり、多分に不確定な要素を含んでおります。実際の業績等は、業況の変化等により、上記予想数値と異なる場合があります。

以上

③平成21年3月期配当に関するお知らせ

対象者は、平成21年4月27日に、「平成21年3月期配当に関するお知らせ」を以下のとおり公表しております。（対象者による発表内容）

（注）以下の発表文中において「当社」とあるのは対象者をいいます。

平成21年3月期配当に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において1株当たりの配当予想について下記の通り決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 平成21年3月期配当

(1) 理由

当社は平成21年3月期通期（連結）業績が大きく変動する可能性があったため平成21年3月期配当は、その業績につき進捗を見極め、慎重に決定したく具体的な金額を未定としておりましたが、本日付「債権の取立不能又は取立遅延のおそれ、特別損失の発生、平成21年3月期通期（連結）業績の見通し及び平成21年3月期通期（個別）業績予想の修正」記載のとおり平成21年3月期業績に関し多額の当期純損失が見込まれることから、誠に遺憾ながら平成21年3月期期末配当を無配といたします。

(2) 配当の内容

（単位：円）

基準日	1株当たり配当金	
	期末	年間
1株当たり配当金	0.00	0.00
（ご参考）前期実績 （平成20年3月期）	670.00	670.00

なお、当社の平成21年3月期通期の業績予想等につきましては、本日付「債権の取立不能又は取立遅延のおそれ、特別損失の発生、平成21年3月期通期（連結）業績の見通し及び平成21年3月期通期（個別）業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

④子会社の異動（取得）に係る日程に関するお知らせ

対象者は、平成21年4月27日に、「子会社の異動（取得）に係る日程に関するお知らせ」を以下のとおり公表しております。（対象者による発表内容）

（注）以下の発表文中において「当社」とあるのは対象者をいいます。

子会社の異動（取得）に係る日程に関するお知らせ

当社は、株式会社加ト吉（以下「加ト吉」）及び加ト吉水産株式会社（以下「加ト吉水産」）から、株式会社オーシャンローズ（以下「オーシャンローズ」）及び川万水産株式会社（以下「川万水産」）の全株式を譲り受けること（以下「本件株式譲受け」）について、当社の平成20年12月26日付「子会社の異動（取得）に係る日程の変更に関するお知らせ」において、年度内（平成21年3月期）を目途として行うことをお知らせしておりました。

本日、当社親会社である加ト吉において、当社を加ト吉の完全子会社とするために当社の発

行済株式の全てを取得することを目的とした公開買付けを実施することが決議され、当社においてもかかる公開買付けに対して賛同する旨の決議を行ったことに伴い、当社主力である水産事業の成長を実現する上で本件株式譲受けを進める経営戦略に何らの変更はないことから、本公開買付けにより当社が加ト吉の完全子会社となった以降、平成21年10月1日を目途に準備が整い次第、速やかに本件株式譲受けを実行することといたしましたので、お知らせいたします。

かかる公開買付け等の詳細につきましては、本日付「株式会社加ト吉による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」をご参照ください。

なお、当社の平成21年3月期通期の業績予想につきましては、本日付「債権の取立不能又は取立遅延のおそれ、特別損失の発生、平成21年3月期通期（連結）業績の見通し及び平成21年3月期通期（個別）業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

以上